解散公告（第二回）

当法人は、平成二十六年三月二十三日総代会並びに責任役員会の決議及び平成二十六年九月一日愛知県知事の認証により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十六年九月二十九日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年九月三十日

愛知県犬山市字藪畔一番地　長久院
清算人　植島　基行

解散公告（第二回）

当組合は、解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十六年九月二十九日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年九月三十日

大阪市中央区淡路町二丁目六番九号
南海毛糸紡績労働組合
清算人　坂上　友紀

解散公告（第三回）

当公社は、平成二十六年八月二十日宮城県知事の認可により解散したので、当公社に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十六年九月二十六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から排斥します。

平成二十六年九月三十日

宮城県柴田郡柴田町船岡中央二丁目三番四五号
仙南土地開発公社
清算人　村上　英人

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十六年九月五日をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十六年九月二十六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年九月三十日

兵庫県西宮市仁川町四丁目二番三〇号
カトリック西宮聖クララ修道会
清算人　神田　裕

配当公告

山口県下関市卸新町一三番地一
破産者　株式会社クラモト

右の者に対する山口地方裁判所下関支部平成二十四年（フ）第三九号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。

一、配当に加えるべき債権の総額
金四一七、〇一八、二二八円

一、配当することのできる金額
金一六六、一五一、七一二円

平成二十六年九月三十日

山口県下関市岬之町九番五号
破産管財人　清水　弘彦

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北海道札幌市厚別区厚別西二条三丁目六三番地、最後の住所札幌市厚別区厚別西二条三丁目一番六号　被相続人　亡　菊池　武史

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年九月三十日

札幌市中央区大通西一二丁目四番地レジディア大通公園三階　坂本・松田法律事務所　相続財産管理人　弁護士　松田　大剛

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岩手県奥州市水沢区字立町二八番地三、最後の住所岩手県奥州市水沢区佐倉河字鐙田二五番地二　被相続人　亡　及川　吉郎

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年九月三十日

岩手県奥州市水沢区大手町四丁目一八番地
相続財産管理人　弁護士　岩崎　裕彌

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍鳥取県鳥取市福部町細川三二五番第一地、最後の住所山形県鶴岡市斎藤川原字林俣二三四番地六　被相続人　亡　奥田　喜行

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年九月三十日

山形県鶴岡市本町三丁目二番三号
相続財産管理人　弁護士　犬塚　晴夫

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍群馬県甘楽郡下仁田町大字馬山甲二三〇〇番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　竹内　弘

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年九月三十日

群馬県高崎市江木町一三六六番地一　橋爪　健
法律事務所
相続財産管理人　弁護士　橋爪　健

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍群馬県多野郡神流町大字万場九八一番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　黒澤　五八

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年九月三十日

群馬県高崎市金古町一二二一
相続財産管理人　弁護士　板橋　俊幸

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍千葉県いすみ市長志一七〇七番地、最後の住所千葉県いすみ市佐室三九七番地一　被相続人　亡　平野　音二

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年九月三十日

事務所千葉県いすみ市岬町椎木一七九三番地　井上農機商会ビル二階　いすみ法律事務所
相続財産管理人　弁護士　井上宗一郎

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍千葉県船橋市本中山三丁目四六六番地、最後の住所千葉市花見川区横戸町一五六七番地一　被相続人　亡　青木四十五

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年九月三十日

事務所千葉市中央区中央三丁目一〇番六号
北野京葉ビル四階　せんのは法律事務所
相続財産管理人　弁護士　広山　相徳

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍千葉県鴨川市北風原八八番地四、最後の住所千葉県鴨川市寺門一四〇番地一　被相続人　亡　安田　勝

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年九月三十日

事務所千葉県館山市北条四九〇番地九鈴木ビル二階
相続財産管理人　弁護士　村松　浩二

第12期決算公告　平成26年9月30日

東京都港区赤坂1丁目12番32号
株式会社ワークスシステムズ
代表取締役　石川　芳郎

貸借対照表の要旨（平成26年6月30日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	572,174
	固定資産	1,217
	資産合計	573,391
負債及び純資産の部	流動負債	93,921
	賞与引当金	2,193
	その他	91,727
	株主資本	479,470
	資本金	100,000
	資本剰余金	132,000
	その他資本剰余金	132,000
	利益剰余金	247,470
	その他利益剰余金	247,470
	（うち当期純利益）	（136,863）
	負債・純資産合計	573,391